

【県立高等学校への入学者の保護者の方】

県立高等学校等1人1台端末購入支援給付金

経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、県立学校の授業等で使用するICT端末の購入に必要な費用を支援します。

1 対象となる方

次のいずれにも（全てに）該当する方が対象です。

1. 山梨県内に在住し、県立高等学校等に入学する方
2. 令和4年3月11日以降に授業等で使用するICT端末を保護者等の負担により購入する方
3. (1)生活保護受給世帯の方、又は(2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

※ 年収の目安は、4人世帯の場合270万円未満となります。

2 必要な手続き

- ◆ 給付を受けるには申請が必要です。
- ◆ 学校から配布される申請書に御記入いただき、各学校が定める期日までに提出してください。

【申請に必要な書類】

(1)生活保護受給世帯の方

- ① 申請書
- ② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）
- ③ 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書（写）

(2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

- ① 申請書
- ② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）
- ③ 令和3年度の保護者全員の課税証明書（令和2年分の所得に対する課税状況）

※ 「(2)保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯」の場合、別途山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金を申請しており、サポート事業の認定結果で本事業の対象者の確認を希望する場合には、「令和3年度の保護者全員の課税証明書」の提出は不要です。

3 支給金額

- ◆ 令和4年3月11日以降に端末を購入した費用が対象です。
- ◆ ただし山梨県教育委員会が紹介するECサイトで購入できる端末の価格（令和4年度は56,800円）が上限となります。（なお、本給付金の対象は端末本体のみです。）

4 想定スケジュール

3月	4月	5月	6月	7月
端末の購入		申請書の提出	県教育委員会での書類確認・審査	給付金支給

※申請書の提出、支給の時期はあくまでも目安で、個別の審査状況等により変動します。

Q 他の制度から端末の購入費支援を受けられる場合は、どうなりますか。

- 端末購入に、生活保護費など他制度から支援を受けられる場合は、当該生活保護費等を除いた経費に対し、給付金を支給します。

Q 山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別の制度ですか。両方から支給を受けることはできますか。

- 制服、体育着等の購入支援をする高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別制度です。対象者であれば両方の制度から支給を受けられます。

Q 申請をすれば必ず支給を受けられますか。

- 申請受理後、県教育委員会で対象者の確認・審査を行います。申請いただいても、対象者であることを確認できない場合は、支給を受けられません。

Q ECサイト（56,800円）以外で購入した場合はどうなりますか。

- 56,800円より安価な端末を購入した場合、支給額はその購入金額となります。56,800円より高額な端末を購入した場合、支給額は56,800円となります。

Q 個人から購入した場合も対象となりますか。

- 対象となるのは、販売事業者から購入した場合のみです。

Q なぜ令和4年3月11日より前に購入した場合は、対象とならないのですか。

- 県立学校の授業で使用する端末の購入費を対象としているため、当初の県立学校の入学許可予定者発表（合格発表）予定日である3月11日より前の購入は対象外となります。

※様式や記載例等は、教育企画室のHPに掲載しております（「山梨県 教育企画室」で検索し、「県立学校におけるICT教育の推進について」をクリックしてください）。

お問い合わせ先

山梨県 教育庁総務課教育企画室 教育政策担当
TEL：055-223-1750
MAIL：kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

